

千葉県水道事業給水条例（抜粋）

（工事の承認）

第5条 給水装置を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、千葉県企業局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事（水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）は、局長又は局長が同条第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

（設計審査及び工事検査）

第6条の3 第5条の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施行により行う場合は、工事の施行前に局長の設計審査を受け、かつ、工事完成後に局長の工事検査を受けなければならない。

（費用の負担区分）

第7条 給水装置工事に要する費用は、給水装置を新設し、増設し、改造し、又は修繕しようとする者の負担とする。ただし、公益上の必要により工事が行われる場合その他局長が特に必要があると認める場合には、県がその費用の全部又は一部を負担することができる。

（給水の原則）

第13条 給水は、法第15条第2項ただし書の規定に該当する場合又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 局長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間を予告するものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合には、この限りでない。

3 県は、給水の制限又は停止のため給水を受ける者に損害を生ずることがあっても、その責任を負わないものとする。

（給水の申込み）

第14条 給水を受けようとする者は、局長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水の停止）

第15条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を受ける者に対し、その事由の継続する間、給水を停止することができる。

一 給水を受ける者が、第7条の規定により負担すべき局長が施行する給水装置工事の費用を局長に納付しないとき、又は第24条の規定による料金を指定期限内に納付しないとき。

二 給水を受ける者が、正当な理由がなくて、第25条の規定による使用水量の計量又は第32条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

三 給水を受ける者が給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、当該職員が警告しても、なお、その使用状態を継続するとき。

四 給水を受ける者が給水を受けることをやめたと認められるとき。

（管理人の選任）

第16条 給水装置を共有する者、共用給水装置を共用する者及び専用給水装置の共同使用者は、それぞれその中から、この条例の規定による水道の使用関係に伴う一切の権限を委任した管理人1人を選任し、局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の規定により選任された管理人が不適当であると認めるときは、その変更を求めることができる。

（量水器の設置）

第17条 局長は、使用水量を計量するため、給水装置に県の量水器を設置するものとする。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 局長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置に県の量水器を設置することができる。

3 前二項に規定する量水器の位置は、局長が定める。

（量水器の管理）

第18条 給水を受ける者（給水を受ける者がいない場合にあっては、給水装置の所有者。以下第21条において同じ。）は、前条の規定により設置された量水器を適切に管理しなければならない。

2 前項の規定により管理の責めに任ずる者は、その管理の義務を怠ったために量水器を損傷し、又は滅失したときは、県に対しその損害を賠償しなければならない。

（届出）

第19条 給水を受ける者は、次の各号の一に該当するときは、局長に届け出なければならない。

一 給水を受けることをやめようとするとき。

二 別表第一に定める用途を変更しようとするとき。

三 私設消火栓を消防演習のために使用しようとするとき。

四 公共の消防用として使用したとき。

五 その住所又は氏名を変更したとき。

2 給水装置の所有者は、次の各号の一に該当するときは、局長に届け出なければならない。

- 一 給水装置の所有権を譲り渡したとき。
- 二 前項第一号の場合において、給水を受ける者が届出を怠ったとき。
- 三 給水装置を廃止しようとするとき。

(給水を受ける者等の管理上の責任)

第21条 給水を受ける者は、給水装置を適切に管理し、これに異状があるときは、直ちに修繕しなければならない。

2 給水を受ける者は、前項の規定による管理の義務を怠ったために県に損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(貯水槽水道に関する局長の責任)

第22条の2 局長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 局長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の水質の検査)

第22条の3 局長は、貯水槽水道の利用者が当該貯水槽水道によって供給される水の水質検査を請求したときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、当該費用は、請求者の負担とする。

(貯水槽水道の設置者の責任)

第22条の4 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）である場合にあっては、法第34条の2に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道以外の貯水槽水道である場合にあっては、局長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(料金の納付義務)

第23条 給水を受ける者は、局長に料金を納付しなければならない。

2 共用給水装置によって給水を受ける者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、共用給水装置を共用する者又は専用給水装置の共同使用者の選任した管理人は、それぞれ当該共用給水装置を共用する者又は当該専用給水装置の共同使用者の料金をとりまとめて局長に納付しなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第32条の2 局長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 局長は、給水を受ける者の給水装置が局長又は指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、局長に申請するものとする。

千葉県水道事業給水条例施行規程（抜粋）

(量水器の管理)

第18条 量水器を設置する場所には、点検又は修繕に支障をきたすような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置により量水器の点検又は修繕が著しく困難である場合は、局長は当該量水器の位置を変更することができる。

(水道使用者標識の掲示義務)

第28条 給水装置の所有者は、門戸等の見易い場所に局長の交付する水道使用者標識を掲示しなければならない。